

千葉県介護の未来案内人事業業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「千葉県介護の未来案内人事業」を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 趣旨・目的

急激な高齢化の進展や少子化の影響により、団塊の世代が75歳以上となる2026年度には約1万1千人、65歳以上の高齢者数がピークとなる2040年度には約2万8千人の介護人材が県全体で不足すると見込まれている。

このため、将来の担い手である若者やその保護者世代を対象に、「介護への理解促進」及び「就業促進」を図ることを目的とし、知事の委嘱を受けた若手介護職員「介護の未来案内人」（日本人約20名、外国人約5名を委嘱予定）が、SNS等による情報発信や学校等の訪問により、介護職の魅力を伝える活動などを行う。

2 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

3 委託料の上限

5,038,000円（消費税及び地方消費税含む）

※県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用とする。

4 委託業務内容

(1) 案内人全体会議の企画・運営業務

回数	年4回（各回2時間程度）
参加者	案内人、県担当者、受託事業者の担当者
業務内容	①全体会議の会場・日程の調整 ②案内人に対する会議の連絡調整等 ③研修の実施（司会、資料の作成、印刷、グループワークの編成等を含む） 第1回 ・事業の目的意識の共有 ・令和7年度活動内容及びスケジュールの確認 ・プレゼンテーション資料の作成依頼及び作成手順の説明 第2回 ・プレゼンテーション資料の発表練習会 第3回 ・事業の目的達成に資する学習会、グループワーク ・情報交換、活動報告、意見交換 第4回 ・次年度に向けた改善点、反省点等の確認 ・案内人への本事業に対するアンケートの実施 等
備考	・外国人の未来案内人を委嘱する予定であるため、研修会の実施に当たっては通訳を配置する等配慮を行うこと。 ・学習会の例（1時間程度） ・モチベーション維持・向上のための研修 ・プレゼンテーション能力向上のための研修 ・コミュニケーション能力向上のための研修 ・チーム力向上のための研修 等 ・感染症の流行等により集合による実施が難しい場合、Zoom等のリモート実施とすること。

- (2) 案内人による介護への理解促進及び就業促進活動の企画・運営業務
 中学校・高等学校・大学・日本語学校等への派遣時のプレゼンテーション資料等の作成サポート及び派遣の企画・運営業務

時 期	通年
場 所	県内の中学校・高等学校・大学・日本語学校等
回 数	1校当たり派遣人数2名程度、派遣回数計30回程度
業務内容	①学校でのプレゼンテーションの企画・運営 ②案内人派遣に関する連絡調整 ③案内人の学校でのプレゼンテーション資料作成の補助及び助言 ④派遣校での介護に関する総括的な講演の実施 (例) 介護職の理解促進のための介護の仕事内容や、給与等の処遇についての他職との比較 等 ⑤参加者アンケートの作成及び配布、回収、集計
備 考	・派遣先となる学校の選定、日程調整及び学校に対する事業実施依頼は県が行う。 ・派遣する案内人は受託者が案内人と調整の上で決定し、その後の連絡調整及び発表の場の企画運営は受託者が行う。 ただし、日本語学校への派遣については、県が案内人の決定や連絡調整、発表の企画運営を行う。 ・案内人による発表内容については、介護職を志したきっかけや、介護職の魅力・やりがいなど、介護職の理解促進やイメージアップにつながるものとなるよう、また、訪問する学校の特性に応じ効果的なものとなるよう、助言を行うこと。 ・事業効果を計るため、参加者アンケートについては、発表を聞く前後での介護職に対する理解や認識の違いが明らかになるような項目を含めること。 ・感染症の流行等により学校等への訪問が難しい場合を想定し、リモートでの効果的な実施方法を提案すること。

- (3) 案内人の交通費、報酬等の支払い業務

前記(1)、(2)に定める全体会議、学校訪問、SNS投稿の際には、別紙「千葉県介護の未来案内人委嘱要綱」に記載されている報酬、交通費を受託者の負担により支払うこと。

なお、報酬、交通費に係る事務の一切は受託者が行う。(支払口座の管理も含む。)

- (4) その他独自提案(任意とする。選考会議における加算対象)

前記(1)から(3)のほか、予算の範囲内において、本事業の目的達成に効果的な独自提案がある場合は実施することができる。

なお、(1)及び(2)の項目で示した事業の効果・水準の向上を目的とした追加提案も本項目の対象とする。

また、独自提案による活動についても、案内人に対し「千葉県介護の未来案内人委嘱要綱」に基づく報酬等を支払うこと。

【提案例】学校訪問により介護職に興味を抱いた生徒へのアプローチ 等

5 運営及び管理

- (1) 委託業務の遂行に当たっては、県と常に密接な連携を図り、その指示・承認を受けるものとする。
- (2) 委託業務を円滑に実施するため、本業務の全体責任者及び各業務の責任者、担当者を配置する。責任者及び担当者は、やむを得ない場合を除いて変更しないこととし、変更する場合は、県に事前に相談の上、報告すること。
- (3) 委託業務の実施中、事故やクレームが発生した場合は、速やかに県担当者へ報告するとともに、解決に向けて誠意ある対応をすること。また、その対応や経過については、速やかに県に報告すること。
- (4) 県が直接実施するもの以外の本業務の実施に要する一切の費用は、委託料に含むものとする。
- (5) 本事業により制作された制作物の著作権は、千葉県に帰属する。
- (6) その他、本仕様書に記載されておらず、本事業の執行に当たり必要となる事項は、県及び受託者との協議により決定するものとする。